

11 つつじが丘小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月10日策定（平成30年1月29日改訂）

第1章 いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条より抜粋）

2 いじめ防止等に向けての基本概念

（1）いじめの問題への認識

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識にたる必要がある。

（2）いじめの問題への指導方針

- ・児童が安心できる、自己存在感・充実感・自尊感情を感じられる学校風土をつくる。
- ・すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるように指導する。
- ・いじめは絶対に許されないと毅然とした態度で、いじめられている児童を守り抜き、いじめられている児童の立場にたって指導する。

（3）いじめの問題への対応

- ・いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。
- ・家庭と十分な連携をとるとともに、いじめの中には、関係諸機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

3 つつじが丘小学校いじめ防止基本方針策定の目的

この基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、学校としてのいじめ防止及び解決を図るために基本理念や具体的方策を定めることにより、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

第2章 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

1 委員会の構成員

いじめ防止等に向けて、次の構成員による「いじめ防止対策委員会」を組織する。

構成員：校長 副校長 児童支援専任 養護教諭 児童指導部員

※必要に応じて、心理や福祉等の専門家の参加を求めることがある。

2 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的に開催する。
- ・いじめを認知した際には、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

3 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童・保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査などにより事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）

第3章 いじめ防止、早期発見・事案対処

未然防止の基本として、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく

1 いじめ防止への取組

【居場所づくり】

- ・わかる授業、すべての児童が参加・活躍できる授業、互いを認め合う授業づくり
- ・よりよい自分づくり、仲間づくりを目指す道徳教育、特別活動の充実と「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
- ・児童が主体となる学校行事や児童会活動の充実
- ・つづじが丘小学校スタンダードを基にした規律のある生活づくり

【絆づくり】

- ・異学年交流の推進（1年生と6年生の交流、縦割り活動等）
- ・地域人材や学習サポーターとのかかわりをとおした授業等の実践
- ・福祉に携わる方々との交流（人権週間）
- ・いのちの教育の実施（全学年）

2 いじめ早期発見への取組

【いじめの実態把握】

- ・些細な兆候も見逃さない積極的ないじめの認知（「心のポストの設置」）
- ・日常的な保護者、地域との連絡
- ・児童と担任の個人面談（先生あのねタイム）（前期に実施）
- ・いじめに関するアンケート（後期に実施）
- ・毎月実施する児童指導部会での情報交換及び共有

3 いじめに対する処置

いじめの相談・疑い

いじめ防止対策委員会

いじめの実態把握

いじめの実態把握

対応・方針の決定

- ・職員の情報共有
- ・関係機関（市教委、S W、区役所、警察等）、専門機関（学校カウンセラー等）との連携

- ・事実の確認・情報の収集（いじめにかかわった児童、いじめを受けた児童、周囲の児童）
- ・被害児童の安全確保、心のケア、保護者への連絡
- ・加害児童への指導、加害児童保護者への連絡（謝罪、再発防止）
- ・周囲の児童への指導

4 いじめの解消

横浜市基本方針に基づき、以下の2つの要件が満たされているかどうかを「いじめ防止対策委員会」において確認し、いじめが解消しているかどうかを判断する。

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

5 いじめ防止に向けた職員研修

次の職員研修を年間計画に位置付ける。

- ・児童理解及び児童指導に関する研修
- ・人権教育に関する研修
- ・いじめ防止、対応に向けた研修

6 学校づくり懇話会、学校・家庭・地域連携事業等の活用

いじめ問題などを、とともに子どもの健全育成に取り組むパートナーである保護者、地域等と共有して対応していく。

7 年間計画

4月	基本方針を基にして、学校全体及び各学年の具体的取組の明確化
6月～7月	先生あのねタイム(児童との個人面談)の実施等による児童の実態把握及び課題解決策の共有
7月～8月	いじめ防止等に向けた職員研修会の実施
8月	基本方針の取組状況についての職員の振り返り
11月	いじめに関する児童アンケートの実施による児童の実態把握及び課題解決策の共有
12月	保護者、地域への学校評価アンケートの実施（いじめ防止等への取組含む）
1月～2月	基本方針の取組状況についての職員の振り返りと見直し

第4章 重大事態への対処

【報告】重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

【調査・報告】「いじめ防止対策委員会」を中心として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点に置いた「調査」を実施する。調査結果は教育委員会に報告する。

【児童・保護者への報告】

いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

第5章 いじめ防止対策の点検・見直し

- いじめに応じて組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合には、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。
- 必要があると認められる際には、つつじが丘小学校いじめ防止基本方針を改定し、改めて公表する。